

# コロナ陽性となった患者様へチラシ配付とともにお伝えいただきたいこと

## 高リスク者（発生届あり）について

「スタンバイパスポート」のチラシを配布

《お伝えいただきたいこと》

- 1 保健所からの連絡があるので対応すること
- 2 スタンバイパスポートを入力すること

## 低リスク者（発生届なし）について

「診療・検査医療機関等で陽性と判定された重症化リスクの低い※皆様へ」のチラシを配布

《お伝えいただきたいこと》

- 1 保健所からの連絡はない
- 2 基本的には自宅療養
- 3 体調悪化時の連絡先  
陽性者登録・フォローアップセンター 0120-935-969 へ架電。  
※陽性者登録・フォローアップセンター未登録でも相談できますが、相談時登録していただく必要があります。
- 4 ホームページを確認（療養の流れ等大事なお知らせが掲載されています）  
・チラシに記載のQRコードからアクセス/「新潟県 発生届対象外の方へ」で検索  
・ホームページが見られない人へは、陽性者向けコールセンター 025-256-8593 へ電話
- 5 陽性者登録・フォローアップセンターへの登録  
療養支援が必要な場合は、早めに登録すること  
※支援内容（宿泊療養、健康相談、パルスオキシメーターの貸出、食料支援）

以下はホームページに掲載されている内容です。患者様から質問があった場合にお伝えいただけるようでしたらご教示ください。

## 6 自宅療養期間の確認

- ・患者様の実際の療養期間をお伝えください。
- 【症状ありの場合】  
・発症日の翌日から7日間かつ症状軽快後24時間経過後に療養解除
- 【症状なしの場合】  
・検体採取日の翌日から7日間（療養期間内に症状が現れたら、その翌日から7日間かつ症状軽快後24時間）経過後に療養解除

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
	例 8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	
有症状	発症日				症状軽快				療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）かつ、症状軽快後24時間経過							感染予防行動の徹底が必要				
	延長の場合								症状軽快 症状継続のため、療養期間延長				
無症状	検体採取日								療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）							療養解除				
	短縮の場合	療養期間（5日間）			検査で陰性確認		感染予防行動の徹底が必要						
		症状出現						症状軽快	療養解除				
			療養期間（症状出現日の翌日から7日間）かつ、症状軽快後24時間経過										

※療養期間が延長になる場合は、保健所から連絡があります。

## 7 濃厚接接触者（家族）の待機期間について

- ・同居家族は、全員が濃厚接触者となる。
- ・待機期間（不要不急の外出不可）は、最終接触日の翌日から5日間（6日目解除）
- ・2日目、3日目に抗原定性検査により陰性を確認した場合3日目解除